

議案第 28 号

狭山市都市公園条例の一部を改正する条例

狭山市都市公園条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第 1 条の 7 令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の基準を定めたいので、この案を提出するものである。